

工事の請負に係る競争入札参加資格者の等級区分に関する要領

(趣旨)

第1条 この要項は、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号。以下「規則」という。）第4条第1項に定める土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事又は造園工事の請負に係る入札参加資格の認定について、必要事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 客観点数 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項の経営事項審査の評価結果として算出された点数をいう。
- (2) 主観点数 規則第4条第1項第5号に規定する工事成績その他の知事が別に定める項目の評価結果として算出された点数をいう。
- (3) 総合点数 客観点数に主観点数を加算した点数をいう。

(その他の知事が別に定める事項)

第3条 規則第4条第1項第5号に規定する「その他の知事が別に定める項目」は次のとおりとする。

- (1) 優良工事等表彰歴
- (2) 県との災害協定等締結の状況
- (3) 建設機械の保有状況
- (4) 優秀な技術者の雇用状況
- (5) 建設業労働災害防止協会の加入状況
- (6) 障害者の雇用状況
- (7) 神奈川県こども目線の施策推進条例の認証状況
- (8) 再犯防止への取組状況
- (9) 神奈川県消防団協力事業所の認定状況
- (10) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証取得状況

(主観点数の付与)

第4条 知事は、入札参加資格の認定を受けようとする者（以下「資格申請者」という。）からの申請に基づいて別表1のそれぞれの項目に該当する点数を付与するものとし、付与されたすべての点数の合計をもって当該資格申請者の主観点数とする。ただし、別表1中「工事成績評価」「優良工事等表彰歴」「県への貢献度」及び「優秀な技能者」の項目については、資格申請者からの申請

の有無に関わらず、知事が主観点数を付与するものとする。

(等級区分の決定)

第5条 知事は、資格申請者の総合点数に基づき、別表2に定める基準（以下「等級別基準点数」という。）により、資格申請者の等級区分を決定する。

(等級区分の変更)

第6条 規則第8条第1項に定める資格申請者の等級区分の変更の申出は、期間を定めて受け付けることができるものとする。この場合において、申出は等級変更申出書（別記様式）によるものとし、添付書類は、入札参加資格認定申請書に添付した書類を援用することができる。

2 規則第8条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、申出に係る業種の等級審査において、客観点数のみで等級区分を決定するとした場合、認定を受けている業種の等級の下位の等級の区分に決定されるときをいう。

3 前項の規定により等級区分の変更が認められる場合において、当該業種に係る総合点数は、主観点数を零として扱うものとする。この場合、一般競争入札、経常建設共同企業体の構成員等における総合点数の扱いも同じとする。

(随時認定に係る等級区分の決定)

第7条 随時に行う認定に係る資格申請者に対する等級区分は、前4条を準用する。この場合の等級別基準点数は、当該有効期間に係る定期の認定時に使用したものと同一ものとする。

(再格付)

第8条 認定した入札参加資格の有効期間中に、等級区分決定の前提となる事項に変動があった場合においても、原則として再格付けは行わないものとする。

(事業協同組合の総合点数の算定方法等の特例)

第9条 県が発注する工事についての中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受けている者の総合点数の算定方法等については、別に定めるものとする。

(消費税の取扱い)

第10条 規則別表第2及び別表第3に記載される金額は、工事設計書作成時における工事価格とし、消費税に相当する額を含まないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか等級区分に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、入札参加資格の認定の有効期間が令和9年4月1日以降のものに適用するものとする。
- 2 工事の請負に係る等級区分の変更に関する要領は廃止する。

等 級 変 更 申 出 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

次のとおり、認定を受けている業種の等級の下位への変更を申し出ます。

1 認定番号

2 認定通知年月日 令和 年 月 日

3 申出業種 土木 建築 電気 管 舗装 水道 造園

4 添付書類 競争入札参加資格認定通知書の写し

- 備考 1 申出業種は、希望する業種を丸で囲んで下さい。
- 2 提出は、簡易書留又はレターパックプラスによる郵送として下さい。

(別表1) 主観点数の配点

項目および配点	内 訳		
	工事成績評定点	計算方法	配点の範囲
1. 工事成績評価 75点～-40点 (当該申請業種に配点) (過去5年間)	80点以上	一律 75点	75点
	75点から79点まで	$(\text{工事成績評定点}-74) \times 7 + 30$	65点～ 37点
	65点から74点まで	$(\text{工事成績評定点}-65) \times 3$	27点～ 0点
	55点から64点まで	$(\text{工事成績評定点}-65) \times 2$	-2点～-20点
	51点から54点まで	$(\text{工事成績評定点}-55) \times 4 - 20$	-24点～-36点
	50点以下	一律 -40点	-40点
2. 優良工事等表彰歴 10点を限度とする (当該申請業種に配点) (過去5年間)	優良工事知事表彰 優良工事部局長表彰又は災害復旧表彰 ※各項目相互の加算はしない		10点 5点
3. 県への貢献度 10点を限度とする (当該業者に配点)	県と協定等を締結している業者 (「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定」の場合)		10点 (5点)
4. 建設機械保有状況 5点を限度とする (当該業者に配点)	県への貢献度加点業者のうち、貸借対照表の固定資産のうち「機械・運搬具」「工具器具・備品」の帳簿価格の合計1,000万円以上		5点
5. 優秀な技能者 5点を限度とする (当該業者に配点)	優秀技能者表彰(CCI 神奈川主催)受賞者 (青年優秀技能者表彰(CCI 神奈川主催)受賞者を含む) 神奈川県技能者等表彰受賞者(建設業に係る職種) 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)受賞者(青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)受賞者を含む)		1点/人 最高5点
6. 社会的責任 13点～0点 (当該業者に配点)	建設業労働災害防止協会加入		3点
	障害者雇用 法定雇用率に相当する数を超えてプラス1人以上雇用		2点
	子育て支援 ・常時雇用者101人以上で認証を受けている者 ・常時雇用者100人以下で認証を受けている者 (労働局に届け出ている一般事業主行動計画期間が過ぎていない場合に限る。)		1点 2点
	※認証・・・神奈川県こども目線の施策推進条例による認証制度		
	協力雇用主 横浜保護観察所に協力雇用主登録を行っており、かつ、保護観察対象者等を雇用した実績のある者 ※雇用した実績については別途要件あり		2点
	消防団員の在籍 神奈川県消防団協力事務所に認定されている		2点
	脱炭素認証 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証を受けている		2点

(別表 2) 等級別基準点数

業種 区分	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設工事	造園工事
A	930 点以上	940 点以上	860 点以上	820 点以上	930 点以上	890 点以上	790 点以上
B	930 点未満 750 点以上	940 点未満 820 点以上	860 点未満 710 点以上	820 点未満 700 点以上	930 点未満 710 点以上	890 点未満 760 点以上	790 点未満 620 点以上
C	750 点未満 620 点以上	820 点未満 650 点以上	710 点未満	700 点未満	710 点未満 630 点以上	760 点未満 600 点以上	620 点未満
D	620 点未満	650 点未満			630 点未満	600 点未満	